

幸田町介護サービス事業者連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、幸田町介護サービス事業者連絡協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、地域包括ケアの実現に向けて、介護サービス利用者の立場に立った質の高いサービスを提供する方策について研究・検討及び調整等を行うことにより、介護サービスの充実を図ることを目的とし、運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(活動事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 介護保険等に関する情報の収集及び提供
- (2) 利用者に対する地域内のネットワーク促進のための調整
- (3) 利用者からの苦情処理に対する検討及び調整
- (4) 会員の資質向上を図るための研修
- (5) サービスの資質向上を目指した研究
- (6) サービス利用が困難な事例に対する検討及び調整
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要と認める事項

(会員)

第4条 協議会の会員は、幸田町内で事業を展開しているか、あるいは今後予定している機関のうち、第2条の目的に賛同する機関をもって会員とする。

- 2 入会を希望する機関は、第11条に規定する事務局に、入会申込書を提出するものとする。
- 3 退会を希望する機関は、事務局へ退会届を提出するものとする。
- 4 事務局は、入会又は退会の届出があった旨を、第9条に規定する幹事会に報告するものとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 監査 2名

(役員の選任)

第6条 役員は、第4条に規定する会員の中から選任する。

- 2 会長は、幹事会において、幹事の中より互選する。
- 3 監査は、全体会において、会員の中から選任する。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 監査は、協議会の活動及び会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、後任者が選任されるまでの間、前任者はその職務を行うものとする。

(オブザーバー)

第9条 協議会に、幸田町健康福祉部をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、協議会の会議に出席して、運営に必要な情報提供及び意見を述べることができる。

(会議)

- 第10条 協議会の会議は、全体会、幹事会とする。
- 2 全体会は、年1回程度の割合で開催する。
 - 3 幹事会は、必要な都度随時開催する。
 - 4 全体会及び幹事会は、会長が招集し、議長となる。

(専門部会)

- 第11条 協議会は、必要に応じてサービス種別若しくは複数のサービス種別毎に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、サービス提供における課題等を協議するとともに、情報交換や関係者の資質向上を図るための研修会等を企画することができる。

(事務局)

- 第12条 協議会の事務局は、幸田町地域包括支援センターに置く。

(経費)

- 第13条 協議会の運営に必要な経費は、会費、参加費及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

- 第14条 前条に規定する会費は、年額4,000円とする。

- 2 会費の納入は、毎年6月末日までに年額を一括納入するものとし、会費納入のあつたものを4月1日からの会員とみなす。ただし、年度途中の10月1日以降に入会するものにあっては、会費を半額とし、会費納入日から会員の資格を取得したものとする。
- 3 年度途中で退会するものにあっては、既納会費は返還しない。
- 4 同一法人内の機関であつて複数の機関が会員として加入する場合においては、2機関目以降の会費を、第2項の規定の半額とする。なお、同項ただし書きの規定も準用する。

(活動年度)

- 第15条 協議会の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了するものとする。

(その他)

- 第16条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、幹事会において協議し、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成27年11月16日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員選任は、第6条の規定にかかわらず、設立総会（全体会）において会員の互選によるものとする。
- 3 協議会の設立初年度の活動年度は、第13条の規定にかかわらず、平成27年11月16日から平成28年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成29年6月14日から施行する。
- 2 第14条の規定は、平成30年4月1日から適用する。